

## 厚木市移動図書館業務運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、移動図書館の業務を行うことにより、図書館へ足を運ぶことが困難な市民等の利便性の向上を図り、市民の教育及び文化の発展に寄与することを目的とする。

### (移動図書館の名称)

第2条 移動図書館車の名称は、わかあゆ号とする。

### (巡回場所の選定基準)

第3条 館長は、移動図書館の業務を行うため、次の各号に定める基準に基づき、巡回場所を定めるものとする。

- (1) 図書館からおおむね2 km以上離れている場所であること。
- (2) 移動図書館車が駐車可能な場所であること。
- (3) 図書館業務を行うための広さが十分確保できること。
- (4) 利用者の安全が確保できる場所であること。
- (5) 各地域の公平性を配慮した場所であること。

### (巡回期間)

第4条 巡回期間は、原則として2週間に1回とする。

### (巡回日)

第5条 移動図書館の巡回日は、毎週火曜日から金曜日までとする。ただし、次の各号に該当する場合は、巡回を休止する。

- (1) 厚木市図書館条例施行規則第2条第1項第1号、第2号及び第4号の各号に該当する日
- (2) 天候により巡回が困難な場合
- (3) その他移動図書館車の故障等の事由により巡回が困難な場合

### (巡回計画)

第6条 館長は、半年ごとに巡回計画を策定しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。